

技能実習制度推進事業運営基本方針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>技能実習制度推進事業等運営基本方針</p> <p>厚生労働大臣公示 平成 5 年 4 月 5 日 (平成 9 年 4 月 24 日一部改正) (平成 12 年 7 月 3 日一部改正) (平成 16 年 4 月 19 日一部改正) (平成 20 年 7 月 28 日一部改正) (平成 22 年 1 月 22 日一部改正) (平成 22 年 4 月 1 日一部改正) (平成 24 年 3 月 30 日一部改正) (平成 25 年 2 月 12 日一部改正) (平成 25 年 4 月 18 日一部改正) (平成 26 年 4 月 1 日一部改正) (平成 27 年 1 月 23 日一部改正) (平成 27 年 4 月 1 日一部改正) (平成 27 年 12 月 28 日一部改正) (平成 28 年 4 月 1 日一部改正) (平成 29 年 3 月 31 日一部改正) (平成 29 年 5 月 22 日一部改正)</p> <p>I (略)</p> <p>II 各論</p> <p>1 (略)</p> <p>2(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (2)の対象技能等に係る公的な評価制度（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項の技能検定（以下「技能検定」という。）を除く。）については、<u>人材開発統括官</u>が、有識者により構成する「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」を開催し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種・作業を公表するものとする。</p> <p>3～12 (略)</p>	<p>技能実習制度推進事業等運営基本方針</p> <p>厚生労働大臣公示 平成 5 年 4 月 5 日 (平成 9 年 4 月 24 日一部改正) (平成 12 年 7 月 3 日一部改正) (平成 16 年 4 月 19 日一部改正) (平成 20 年 7 月 28 日一部改正) (平成 22 年 1 月 22 日一部改正) (平成 22 年 4 月 1 日一部改正) (平成 24 年 3 月 30 日一部改正) (平成 25 年 2 月 12 日一部改正) (平成 25 年 4 月 18 日一部改正) (平成 26 年 4 月 1 日一部改正) (平成 27 年 1 月 23 日一部改正) (平成 27 年 4 月 1 日一部改正) (平成 27 年 12 月 28 日一部改正) (平成 28 年 4 月 1 日一部改正) (平成 29 年 3 月 31 日一部改正) (平成 29 年 5 月 22 日一部改正) <u>(平成 29 年 7 月 7 日一部改正)</u></p> <p>I (略)</p> <p>II 各論</p> <p>1 (略)</p> <p>2(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (2)の対象技能等に係る公的な評価制度（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項の技能検定（以下「技能検定」という。）を除く。）については、<u>職業能力開発局長</u>が、有識者により構成する「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」を開催し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種・作業を公表するものとする。</p> <p>3～12 (略)</p>